

# 自動化設備規則

## 自動化設備規則検査要領

自動化設備規則  
自動化設備規則検査要領

2014年 第1回 一部改正  
2014年 第1回 一部改正

2014年 6月30日 規則 第53号/達 第39号

2014年 2月 4日 技術委員会 審議

2014年 2月24日 理事会 承認

2014年 6月26日 国土交通大臣 認可

# 自動化設備規則

規則

## 2014年 第1回 一部改正

2014年 6月30日 規則 第53号

2014年 2月 4日 技術委員会 審議

2014年 2月24日 理事会 承認

2014年 6月26日 国土交通大臣 認可

「自動化設備規則」の一部を次のように改正する。

## 2章 自動化設備の検査

### 2.2 登録検査

#### 2.2.5 海上における試験

-2.を次のように改める。

-2. 機関区域の無人化設備については、前-1.に掲げる試験に加えて、次に掲げる試験を行わなければならない。

- (1) 通常の航海状態にできる限り近づけた航海状態で機関区域の無人化設備を用いて運転を行い、安全、かつ、確実に監視及び制御ができることを確認すること。この場合、運転モードの切換え時を除き、船橋以外の制御場所から手動操作により運転状態の調整を行わないこと。
- (2) 前-1.(1)(a)及び(b)に定める試験に代えて、主機又は可変ピッチプロペラについては、船橋に設けられた機関集中監視制御設備又は船橋制御装置により、始動時及び前後進時を含むすべての使用範囲にわたり、安全、かつ、容易に運転できることを確認すること。
- ~~(3) 発電装置については、主機運転中において次の事項を確認すること。~~
  - ~~(a) 1台を常用する発電装置にあっては、遮断器を引外して主電源を停止し、待機発電装置の自動始動、ACBの自動投入、重要な補機の順次始動が行われること。~~
  - ~~(b) 2台を常用する発電装置にあっては、1台の遮断器を引外して、非重要負荷の優先遮断が行われ、かつ、船舶の推進と操舵が維持されること。~~
- (43) 補機（作業用補機等を除く。）については、主機又は可変ピッチプロペラを船橋から制御している状態で、次の試験を行うこと。
  - (a) 3.3.2-1.(3), 3.3.2-2.(3)(a), 3.3.2-3.(3), 3.3.2-4.(1), 3.3.3-2., 3.3.5-1.及び鋼船規則D編 18.2.2-2.(3)に示す待機中のポンプの自動始動試験及び3.3.2-2.(3)(b)に示す循環ポンプへの自動切換試験
  - (b) 制御用空気専用タンクを装備する場合は主機が常用出力で運転中に、制御用空気圧縮機の自動始動機能を止めた状態で、制御用空気圧力の低下警報作動後、制御用空気タンクは少なくとも5分間、空気の供給ができることを試験する。
- ~~(54)~~ 発電装置の原動機蒸気供給源として用いられる排ガスエコノマイザについては、次の事項を確認すること。
  - (a) 主機が常用出力で運転中に、主機のハンドルを速やかに停止位置に戻し、ボイラの追焚き、ディーゼル発電機の自動始動が行われること。
  - (b) 主機を停止から短時間のうちに常用出力まで運転しても、気水分離ドラム、管系、蒸気タービン等に危険な状態が生じないこと。

## 2.3 維持検査

### 2.3.1 定期検査

-2.(3)を次のように改める。

-2. 機関区域の無人化設備については、定期検査において、次に掲げる装置の効力試験を行わなければならない。

- (1) 主機及び可変ピッチプロペラ
  - (a) 次の制御場所間における制御権切換え装置及び当該場所における遠隔制御装置
    - i) 船橋制御装置を設ける場合には、船橋及び集中制御室
    - ii) 船橋に機関集中監視制御設備を設ける場合には、船橋及び機側制御場所又は船橋及び補制御場所
  - (b) 安全装置
- (2) ボイラ
  - (a) 自動制御装置及び遠隔制御装置
  - (b) 安全装置
- (3) 発電装置
  - (a) 自動制御装置及び遠隔制御装置
  - (b) 安全装置
  - ~~(c) 停電後の自動復帰機能~~
  - ~~(d) 負荷の優先遮断装置~~
- (4) 重要なポンプの待機中のポンプへの自動切換え装置及び空気圧縮機の自動運転装置
- (5) 4.3.2 に規定する通話装置
- (6) 警報システム
  - (a) 警報システムの機能及び警報表示装置
  - (b) 警報設定値の確認
- (7) 遠隔監視装置

## 附 則

1. この規則は、2014年6月30日から施行する。
2. 1998年7月1日より前にキールが据え付けられた又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にあった機関区域無人化設備を有さない船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

---

# 自動化設備規則検査要領

要  
領

**2014年 第1回 一部改正**

2014年 6月30日 達 第39号

2014年 2月 4日 技術委員会 審議

2014年6月30日 達 第39号  
自動化設備規則検査要領の一部を改正する達

「自動化設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

## 2章 自動化設備の検査

### 2.2 登録検査

#### 2.2.5 海上における試験

-2.(5)を削る。

##### -2. 機関区域の無人化設備

- (1) 規則 2.2.5-2.(1)に定める試験は、4時間以上、機関区域が無人の状態で行うこと。なお、検査員が差し支えないと認める場合には、保安要員及び計測要員に限り機関区域への立入りを認めることがある。
- (2) 規則 2.2.5-2.(2)に定める試験においては、船橋に設けられた機関集中監視制御設備又は船橋制御装置により、図 2.2.5-1.(1) (ディーゼル船用) 又は図 2.2.5-1.(2) (蒸気タービン船用) に示す試験要領に従うことを標準とする。なお、蒸気タービン船においては、港内モードと航洋モードの切替え時における機関の健全性の確認も含む。
- (3) 規則 2.2.5-2.(2)に定める試験において、2機1軸機関にあっては次の試験を加えること。
  - (a) 2台で全速運転中、1台を停止する。2台共この試験を行う。
  - (b) 1台を全力運転中、他の1台を並列運転する。
  - (c) 2台で全速運転中(85%出力以上)、1台のクラッチを脱とする。2台共この試験を行う。
- (4) 規則 2.2.5-2.(2)に定める試験において、可変ピッチプロペラについては(2)を準用する。
- ~~(5) 規則 2.2.5-2.(3)に定める試験は、原則として、主機が常用出力で運転中に行うこと。ただし、主機が常用出力で運転する際に作動する機器すべてが運転状態にある場合においては、その主機出力において、試験を行うことができる。~~

### 附 則

1. この達は、2014年6月30日から施行する。
2. 1998年7月1日より前にキールが据え付けられた又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にあった機関区域無人化設備を有さない船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。